**☆「保育できない状況を示す証明書」として下記のいずれかの提出をお願いしています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請理由 | 保護者の状況とそれに対する必要書類 |
| 就　　　労 | ①現在勤務中の場合⇒事業所の証明印を受けた「勤務（内定）証明書」  ※変則勤務等により勤務（内定）証明書だけでは入所のしおりP１に記載の入所資格が確認できない場合はシフト表等勤務の状況が確認できる書類（勤務（内定）証明書に記載の前３か月分）を添付してください。勤務の状況が確認できるまで申込みの受付を保留としますのでご留意ください。  　※単身赴任等、保護者が生計を一にしながら離れて暮らしている場合は同居の家族とみなします。  ※弟妹の認可保育所・認定こども園の利用申込等で提出する就労証明書のコピーでも受付します。  ※令和５年３月までの雇用期間となっている証明書を提出する場合で以下に該当する方は、4月以降に再度提出が必要です（対象の方には４月以降に別途依頼します）。   * 現在放課後児童クラブに入所しているきょうだいがいない新規利用者 * 継続利用者で令和５年度に勤務先が変わられた方   　※通勤時間には、自宅と勤務先の間の移動に要する時間をご記入ください。  　　保育所のお迎え等は含みません。  ②自営・会社経営の場合⇒「勤務（内定）証明書」、事業内容のわかる書類（前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し、定款の写し、法人登記事項証明書、パンフレット等）   * 勤務（内定）証明書の代表者又は証明者と保護者が同じとなる場合も事業内容のわかる書類を添付してください。   ③勤務先が内定している場合⇒事業所の証明印をうけた「勤務（内定）証明書」  ④内職の場合⇒依頼主の証明を受けた「内職証明書」 |
| 出産の前後 | 「母子健康手帳」の出産予定日を記入する欄の写し、もしくは「出生証明書」の写し　　※産前産後各２か月間の入所となります。 |
| 疾病・障害等 | ①病気等療養中の場合⇒「診断書」  ②障害があり児童の保育ができない場合⇒「身体障害者手帳」「療育手帳」  「精神障害者保健福祉手帳」の写し、もしくは「診断書」 |
| 介　護　等 | 保護者もしくは同居する１８歳以上の方が、病気療養中や障害を有している方  の介護をする必要がある場合⇒「介護申立書」及び「介護が必要であることがわかる書類」（診断書、身体障害者手帳の写し等） |
| 通学 | 父母（父母がいない場合は養育者）・・・在学を証明するもの（学生証等）及び学校にいる時間がわかるもの（時間割表等）  上記以外・・・在学を証明するもの（学生証等） |
| 災害の復旧  そ　の　他 | 健やか育成課へご相談ください。  ※必要に応じて書類の提出をお願いしています。 |